

第97回全国安全週間が始まります（7月1日～7日）

～ 令和6年度 全国安全週間スローガン ～
危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全

今年も、6月を準備期間として、7月1日より全国安全週間が始まります。

昨年（令和5年）の静岡県内における労働災害で亡くなった方は25人で、前年に比べ5人減少しましたが、死亡者と休業4日以上を負傷者数を足した死傷者数は4,576人となり、前年に比べ29人増加しました。

また、**転倒災害は依然として多く、外国人労働者に対する労働災害防止対策**等、新たな問題や課題も浮上ってきています。さらにこれからの時期は、**熱中症への警戒**も必要です。

ご安全に！！

全国安全週間中のパトロールを強化するなどの取組を進めてまいります。



第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6月は「外国人雇用啓発月間」です

「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～」

厚生労働省では、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください



6月は「外国人雇用啓発月間」です（厚生労働省）

検索



ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～
6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対応するための指針」より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

賃金に関する実態調査への協力をお願い

厚生労働省では、5月～7月にかけて、①賃金改定状況調査・②最低賃金に関する基礎調査・③賃金構造基本統計調査を実施しています。

①、②は中小企業の賃金に関する実態を調査するもので、最低賃金審議会において最低賃金額の決定及び改正等を審議するための極めて重要な資料として活用されており、③は法に基づく基幹統計調査として、労働者の賃金等の実態を明らかにするもので、国のみならず民間においても、極めて重要な基礎資料として活用されています。

調査対象となりました事業所の皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、各調査に設定されております期限までに、ご報告いただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※いずれの調査も郵送により実施します。また、ご回答いただいた内容について電話で確認させていただくことがございます。

※調査結果について、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。

詳しくはホームページをご確認ください



静岡県における賃金事情

検索

静岡県における賃金事情



令和6年5月

静岡労働局労働基準部

フリーランスの取引に関する新しい法律がスタート！（令和6年11月1日施行）

近年、配送や建設、コンテンツ制作など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及しています。

その一方で、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力等に格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和5年5月12日に公布され、令和6年11月1日から施行されることになりました。

雇用・労働フリーランスとして業務を行う方（厚生労働省）

検索

詳しくはホームページをご確認ください



フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が

2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

- この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

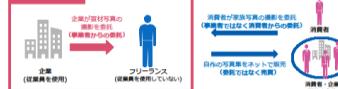
フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一部のフリーランスが利用できるのは、「従業員を雇用している」「業務委託先等に所属している」方も含まれる場合があります。これらの場合はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象 例：この法律の対象外



- この法律は、フリーランスは「特定労働者」であり、「労働者」として扱われ、この法律には適用されません。これを「フリーランス」として「労働者」として扱います。
- 「労働者」として「労働者」として扱われる場合は、労働法に「労働者」として適用されます。
- 「労働者」として「労働者」として扱われる場合は、労働法に「労働者」として適用されます。
- 「労働者」として「労働者」として扱われる場合は、労働法に「労働者」として適用されます。

内閣官房 公正取引委員会 労働局 厚生労働省

新規大学等卒業予定者を採用予定の事業主のみなさまへ

令和7年3月新規大学等卒業予定者の採用選考が始まっています。

新卒者にとっての「就職」は、それまでの学校生活から職業生活に移行する、いわば「人生の大きな転換点」であり、その採用選考が、本人の適性・能力に基づいた採用基準により適切に行われるかどうかは、その人の将来を左右しかねない重大なことです。

事業主の皆様におかれましては、この公正な採用選考の考え方について御理解いただき、応募者に広く門戸を開き、差別のない公正な採用選考を実施していただきますようお願いいたします。

公正な採用選考 静岡労働局

検索

詳しくはホームページをご確認ください



ご存じですか？
採用面接でのその質問、
実は……

不適切です。

あなたの会社は大丈夫？
人権に配慮した公正な採用選考が
できているか、チェックしてみましょう

◇ 採用選考時に、本籍・出生地などの本人に責任のない事項や思想・信条に関わる本来自由であるべき事項について質問したり、身元調査などを行うことは、就職差別につながるおそれがあります。

◇ 新卒者の応募用紙やエントリーシートは、厚生労働省が示している「標準的事項の参考例」及び「厚生労働省履歴書様式例」を活用し、就職差別につながるおそれのある項目を設けないようにしましょう。

労働者の健康増進に関する包括連携協定を締結しました（4月26日）

静岡労働局は、4月26日に大塚製薬(株)と労働者の健康増進に関する包括連携協定を締結しました。民間企業との包括連携協定の締結は全国で2例目になります。以下4つの事項について今後連携して取り組んでいきます。

【連携事項】

- (1) 女性の健康維持増進に関すること
- (2) 熱中症対策に関すること
- (3) 健康経営の普及・促進に関すること
- (4) 働く世代の健康づくりの目的の達成に資すること

連携の最初の取組として大塚製薬(株)を介して静岡県と当局、大塚製薬(株)の3者連名の熱中症対策ポスターを作製し、局内の監督署、安定所に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間中（5月から9月まで）掲示します。



(左) 笹 正光 局長
(右) 大塚製薬(株)東海支店 平内 秀司 支店長

厚生労働省

静岡労働局



Otsuka
大塚製薬

「2024年度 雇用管理及び助成金制度事業主説明会」を開催します

静岡労働局と(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部では、国や機構で取り扱っている雇用に関する助成金制度等の説明会を開催いたします。雇用に役立つ公的な支援制度に関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【日程及び会場（開催時間は、すべて13:30～16:00（受付時間13:10～）】

地区	開催日	会場	所在地	定員	申込締切日
浜松	7/18 (木)	アクトシティ浜松 コンgresセンター 4 1 会議室	浜松市中央区板屋町 111-1	160	7/11 (木)
沼津	7/24 (水)	プラサヴェルデ 3階コンベンションホールB	沼津市大手町1-1-4	160	7/17 (水)
静岡	7/31 (水)	グランシップ静岡 1001会議室	静岡市駿河区東静岡 2-3-1	200	7/23 (火)

【申込方法】専用申込フォームからお申し込みください。

2024 事業主説明会 静岡

検索

「労働保険の年度更新」手続きが始まっています！

令和6年度労働保険の年度更新期間は
6月3日（月） ～ 7月10日（水） です。

年度更新の申告書は、静岡労働局、労働基準監督署以外に三島、沼津、富士、静岡、島田、磐田、浜松の外部会場で「出張受付」を行っています。

「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。



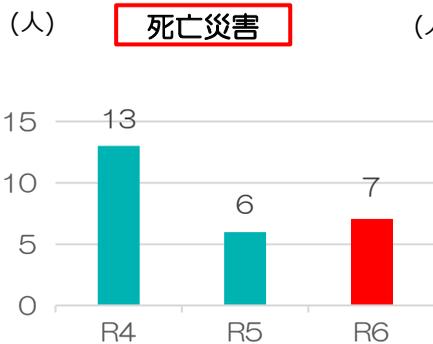
労働保険の年度更新に関するご照会

年度更新コールセンター 0120-405-082

5/30(木)～7/19(金) 9:00～17:00 (土日祝除く)

令和6年度労働保険の年度更新（静岡労働局）

検索



令和6年4月末時点における県内の死亡災害は7人で前年同期に比べ1人増加、死傷災害については1,132人で前年同期に比べ125人増加しています。死亡災害については、製造業と農林業で2人ずつ、その他の業種で3人が被災しています。

また、死傷災害では、281人が「転倒」により被災し、全体の約25%を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にいただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？



かいだん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じていますか？



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の**運動**

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

ぬかづけ運動 **検索**



詳しくはホームページをご確認ください



静岡県内の有効求人倍率（令和6年4月）

<雇用情勢の概況>

令和6年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.15倍(全国35位)となり、前月を0.03ポイント下回りました。静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「**改善の動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。**」と判断しています。

